

平成 29 年第 7 回富良野市教育委員会臨時会

開催年月日	平成 29 年 9 月 25 (月) 午後 2 時 50 分開会
開催場所	富良野図書館 3 階教育委員会室
出席委員	委員長 吉田幸男 委員 津山正樹 委員 菅野義則 委員 宮本鎮栄 教育長 近内栄一
説明のために出席した者の職氏名	教育部長 山下俊明 学校教育課長 稲葉武則 学校教育課管理係長 石坂征和
議事日程	日程第 1 会期の決定について 日程第 2 議案第 1 号 富良野市コミュニティ・スクール協議会設置規則の全部改正について 議案第 2 号 平成 29 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告」への市町村別結果の掲載について 議案第 3 号 平成 29 年度就学時健康診断員の委嘱について
会議録署名委員の氏名	委員長は、会議録署名委員に次の委員を指名した。 宮本鎮栄 委員
傍聴人	なし

議事の経過

開会 午後 2 時 50 分

吉田委員長

只今より平成 29 年第 7 回富良野市教育委員会臨時会を開会いたします。  
本日は、全員の出席であります。  
会議録署名委員には、宮本委員にお願いいたします。

吉田委員長

これより 議題に入ります。  
日程第一 会期の決定についてお諮り致します。  
会期については、本日より一日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。  
  
《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって、只今お諮りのとおり決しました。

吉田委員長

次に、日程第2に入ります。

議案第1号を議題とします。

議案第1号「富良野市コミュニティ・スクール協議会設置規則の全部改正について

山下教育部長

議案第1号 富良野市コミュニティ・スクール協議会設置規則の全部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、「学校運営協議会設置の努力義務化」、「学校運営への支援を協議事項に位置付け」、「委員に学校の運営に資する活動を行う者の委員への任命など」、が新たに追加されました。

そのため、現行のコミュニティ・スクール協議会設置規則を法改正の趣旨に基づき改正することと、合わせて文部科学省が推奨する「規則例」に則り、規則の条項及び文言を整理する必要があることから、本規則を全部改正しようとするものでございます。

以下、条を追ってご説明申し上げます。

第1条から第3条は、規則の目的・名称・趣旨に関する規定であり、引用する地教行法の条項を、「第47条の5」から「第47条の6」に修正をするものでございます。合わせて、協議会の趣旨に「学校運営への支援・協力」を加えるものでございます。

第4条は、協議会の設置に関するもので、現行規則の「学校からの申請」「教育委員会の指定」から、設置が努力義務化されたことにより、教育委員会が「対象の学校へ通知する」に改正するものでございます。また、これに伴い、これまでの「指定学校」から「対象学校」に文言を修正するものでございます。

第5条から第8条は、「基本方針の承認」「意見の申し出」「学校の関係者評価」「情報提供」に関するものでございます。

第9条から第11条は、「委員の任命」「守秘義務」「任期」に関するもので、現行規則に規定するものの他、新たに「対象学校の運営に資する活動を行う者」を加えるものでございます。また、委員の任命にあたっては、校長から申し出ることができることとするものでございます。

第12条は、委員の報酬に関するものでございます。

第13条から第16条は、協議会の「会長及び副会長」「議事」「会議の公開」「研修」を規定するものでございます。

第17条は、協議会の活動により学校運営に支障が生じた場合の対応として、現行の「指定の取消し」に代わり、「必要な措置」に改正するものでございます。

第18条から第21条は、それぞれ「会議録の作成」「委員の解任」「運営に必要

な事項」「委任」に関することを規定するものでございます。

なお、附則は、施行月日を、公布の日からとしようとするものと、既に改正前の規則により指定を受けている学校については、改正後の規則により通知を受けた学校とみなそうとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第1号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に、議案第2号を議題とします。

議案第2号「平成29年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について」を説明願います。

山下教育部長

議案第2号 平成29年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について、ご説明申し上げます

本件は、国が定めた「平成29年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領において、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると明記されるとともに、都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことができるとされております。

北海道教育委員会では、この実施要領に基づき一層きめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、市町村教育委員会の同意を前提として、11月を目処に公表を予定している平成29年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」に、市町村の結果を掲載し公表する準備を進めております。

本市は、平成27年度より公表を実施しており、昨年公表後についても、支障があったという経過もないことから、実施要領に基づき、富良野市の結果を北海道版

結果報告書に掲載することに同意しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

津山委員

平成 27 年度から富良野市では結果報告書に掲載していますが、結果を掲載していない市町村がありましたが、2 年たった現在、市町村の数はどうなっていますか。

稲葉学校教育課長

北海道教育委員会において、平成 28 年度に同意が得られた市町村は 167 市町村と伺っております。それ以外の市町村は掲載していません。平成 29 年度は、これからの報告となります。

津山委員

特に大きな問題ということはないですか。

稲葉学校教育課長

特にはないです。

近内教育長

掲載していない市町村は、極めて生徒の数が少ない学校で数字を出すことにより、その学校が特定されてしまう可能性があり、北海道教育委員会においても教育上の配慮が必要であるということで、数字の公表はしなくてもよいということになっています。

吉田委員長

他にご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第 2 号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に、議案第 3 号を議題とします。

議案第 3 号「平成 28 年度就学時健康診断員の委嘱について」を説明願います。

山下教育部長

議案第 3 号 平成 29 年度就学時健康診断員の委嘱について、ご説明申し上げます。

本件は、学校保健安全法に基づく就学時の健康診断実施にあたり、就学時健康診断員を別紙のとおり委嘱するものでございます。

就学時健康診断員は、来年度就学予定者の知能検査などの健康診断を実施するため、就学時健康診断実施要領第 7 条の規定により、教職員及び児童福祉施設の職員等のうちから、平成 29 年度は、40 名、内訳は知能検査員 22 名、ことばの検査員 4 名、視力・聴力検査員 8 名、誘導担当 6 名を、平成 29 年 10 月 1 日より平成 29 年 11 月 30 日までの 2 ヶ月間委嘱するものでございます。

なお、9 月 1 日現在の来年度の新入学児童数は 171 名の予定でございます。  
以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第 3 号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

以上で、本日の議事はすべて終了致しました。

これをもって平成 29 年第 7 回富良野市教育委員会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 3 時 02 分